

平成19年7月31日

高木義明 殿

原爆症認定集団訴訟熊本地裁判決に関する

要　請　書

日本原水爆被害者団体協議会

原爆症認定集団訴訟全国弁護団

原爆症認定訴訟熊本原告団

同　　熊本弁護団

原爆症認定集団訴訟を支援する全国ネットワーク

本日熊本地方裁判所は、原爆症認定申請を却下された被爆者21人が、処分の取り消しを求めていた裁判について、21人の原告のうち19人を原爆症と認定する判決を下しました。すでに、大阪地方裁判所が昨年5月12日被爆者原告9人全員に、8月4日には広島地方裁判所が原告41人全員に、また、本年1月31日には名古屋地方裁判所が原告2名について、さらに3月20日仙台地方裁判所が同じく2名、3月22日には東京地方裁判所が21名について、厚生労働大臣の認定却下処分を取消すとの判決を言い渡しました。

これらの判決に共通しているのは、現在「疾病・障害認定審査会原爆被爆者医療分科会」が用いている、原爆症認定にあたっての「審査の方針」では解明できない被爆の現実があるということを認め、被害の実態を重視し、原告らの疾患をすべて原爆症と認定したことです。

六つの地裁が、厚生労働省の原爆症認定実務を否定したものであり、もはや厚生労働の「判決は非科学的なもの」であるという理由で、無用の係争を続ける理由はなくなりました。

先生におかれましては、これらの判決の趣旨を尊重し、早急に原爆被害の実態に沿った認定制度に改めるよう、ご尽力いただきますよう要請するものです。

記

- I 国は、熊本地裁判決に対して控訴しないこと。
- II 国は、大阪高裁、広島高裁、名古屋高裁、仙台高裁、東京高裁に係属している原爆症認定訴訟のすべてについて控訴を取り下げること。
- III 国は、現行原爆症認定制度を以下の通りに改めること。

1 「審査の方針」の廃止

現在の、原爆症認定基準は、2001（平成13）年5月25日付で疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会が作成した「審査の方針」によっているが、これを直ちに廃止する。

2 新しい「認定基準」による認定制度の創設

「審査の方針」に代わり、申請した被爆者に以下の事実が認められる場合には、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会の審査を経ることなく厚生労働大臣はこれを原爆症と認定することとし、そのための「原爆症認定疾病」を政令で定めること

政令で定めるべき疾病・障害は、病歴上他に有力な原因がなく、原爆放射線の影響が否定できない疾病・障害であって、医療を要する状態にあること。

例えば、以下のような疾病・障害がこれに当たる。

- ① 全ての部位の悪性腫瘍（各種の白血病、悪性リンパ腫、中枢神経腫瘍も含む）とその後遺
- ② 多発性骨髄腫、骨髄異形成症候群などの腫瘍性血液疾患
- ③ 肝硬変、慢性肝炎（B型、C型のウイルス性を含む）などの慢性肝疾患
- ④ 後囊下混濁、皮質混濁が認められる白内障
- ⑤ 心筋梗塞をはじめとする動脈硬化性心疾患、脳卒中、慢性胃・十二指腸潰瘍などの消化器疾患、肺結核を除く肺疾患、白血球減少症や重症

貧血などの造血機能障害

- ⑥ 甲状腺機能低下症や副甲状腺機能亢進症
- ⑦ 热傷や外傷の瘢痕、ガラス片などの異物の体内残留による障害
- ⑧ 被爆による外傷の治癒が遅れたことによる運動器機能障害
- ⑨ 胎内被爆者の小頭症

3 政令で定めのない疾病での申請者に対する審査制度

被爆者が、上記の政令で定めのない負傷または疾病で、放射線に起因する負傷または疾病に罹患した場合には、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会の議を経て、原爆症と認定する。ただし、負傷または疾病の原因が原子爆弾の障害作用の影響によらないことが明らかな場合は除く。

4 審査会委員の新たな構成と被爆者推薦委員の参加

疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会は、放射線の人体への影響についての知識と被爆者医療に経験のある委員で構成することとし、その半数は日本被団協が推薦する委員を加えること。

以 上